

ケアスティ ゆい・ゆい 湘南 指定訪問介護〔第一号訪問事業〕事業運営規程

（事業の目的）

第1条 合同会社ゆい・ゆいが設置する、ケアスティ ゆい・ゆい 湘南において実施する指定訪問介護〔第一号訪問事業〕事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある利用者に対し、指定訪問介護〔第一号訪問事業〕の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問介護〔第一号訪問事業〕の提供を確保することを目的とする。

（指定訪問介護運営・第一号訪問事業の方針）

第2条 事業所が実施する事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、必要な時に必要な訪問介護の提供ができるよう努めるものとする。

3 事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行い、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

5 前4項のほか、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

（平成25年神奈川県条例第20号）及び藤沢市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業の人員等に関する基準を定める要綱に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（指定訪問介護・第一号訪問事業の運営方針）

第3条 事業所が実施する事業は、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

2 事業の実施に当たっては、指定訪問介護・第一号訪問事業の実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を指定介護予防支援事業者へ報告することとする。

3 事業の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者ができることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

5 前4項のほか、指定居宅サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例

（平成25年神奈川県条例第20号）及び藤沢市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業の人員等に関する基準を定める要綱に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業の運営）

第4条 指定訪問介護〔第一号訪問事業〕の提供に当たっては、事業所の訪問介護員によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第5条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 ケアスティ ゆい・ゆい 湘南

(2) 所在地 神奈川県藤沢市善行 6-6-43

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第6条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤)

従業者および業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問介護〔第一号訪問事業〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 1名以上 (常勤)

- ・訪問介護計画(第一号訪問事業)の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。
- ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携にすること。
- ・訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- ・訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

(3) 訪問介護員 2. 5名以上

ただし、業務の状況により、増員することができるものとする。

訪問介護員は、訪問介護計画に基づき指定訪問介護〔第一号訪問事業〕の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の祝日、1月1日から1月3日を除く。

(2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。

(3) サービス提供時間は365日24時間とする。

(4) 上記の営業日、営業時間、サービス提供時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問介護・第一号訪問事業の内容)

第8条 本事業所で行う指定訪問介護・第一号訪問事業の内容は次のとおりとする。

(1) 訪問介護計画の作成

(2) 身体介護に関する内容

①排泄・食事介助

②清拭・入浴・身体整容

③体位変換

④移動・移乗介助、外出介助

⑤その他の必要な身体の介護

(3) 生活援助に関する内容

①調理

②衣類の洗濯、補修

③住居の掃除、整理整頓

④生活必需品の買い物

⑤その他必要な家事

(4) 前3項に定める指定訪問介護の内容は、厚生労働省令として定められる「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」及びこの基準に関連する通知等に規定する訪問介護費の単位数が算定可能なものに限る。

(第一号訪問事業の内容)

第9条 第一号訪問事業の内容は次のとおりとする。

(1)介護予防訪問計画の作成

(2)介護予防訪問型サービス費（Ⅰ）…1週に1回程度

(3) 介護予防訪問型サービス費（Ⅱ）…1週に2回程度

(4) 介護予防訪問型サービス費（Ⅲ）…1週に2回を超えた場合

(指定訪問介護〔第一号訪問事業〕の利用料等)

第10条 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割、3割の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生労働省告示第19号）によるものとする。

2 第一号訪問事業を提供した場合の利用料の額は、市町村が定める額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割～3割の額とする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、藤沢市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準等を定める要綱によるものとする。

3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

(1) 通常の実施地域を越えて1kmにつき 10円

4 サービス提供日の前日午後5時以降に連絡があった場合（当日キャンセルを含む）1件、2,000円を請求するものとする。ただし、サービス提供日の前日午後5時までに連絡があった場合、キャンセル料は不要とする。

5 前3項及び4項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料等（個別の費用ごとに区分したもの）について記載した領収書を交付する。

6 指定訪問介護〔第一号訪問事業〕の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

7 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護〔第一号訪問事業〕に係る利用料の支払いを受けたときは、提供した指定訪問介護〔第一号訪問事業〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、

藤沢市、茅ヶ崎市、鎌倉市、逗子市、横須賀市、横浜市戸塚区、横浜市金沢区、横浜市栄区、横浜市泉区、大和市、綾瀬市、寒川町

(緊急時等における対応方法)

第12条 訪問介護員等は、指定訪問介護〔第一号訪問事業〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 指定訪問介護〔第一号訪問事業〕の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する指定訪問介護〔第一号訪問事業〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(事故処理)

第13条 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行う。

(苦情処理)

第14条 指定訪問介護〔第一号訪問事業〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した指定訪問介護〔第一号訪問事業〕に関し、介護保険法第23条の規定及び藤沢市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業の人員等に関する基準を定める要綱により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定訪問介護〔第一号訪問事業〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第15条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

(業務継続計画の策定等)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護〔第一号訪問事業〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第17条 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第18条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前4号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 前項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第19条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行わないこととする。

2 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することとする。

(その他運営に関する重要事項)

第20条 本事業所は、従業者の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年1回

2 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は合同会社ゆい・ゆいと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

3 事業所は、指定訪問介護〔第一号訪問事業〕に関する諸記録を整備し、その完結の日から最低5年間は保存するものとする。

① 訪問介護サービス利用料（経過的要介護、要介護１から５のお客様用）１割負担

区分	時間数	30分未満		30分～1時間未満		1時間～1時間30分未満		1時間30分～2時間未満	
		利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
身体	昼間	3502円	350円	5554円	555円	8138円	814円	9315円	932円
	早朝夜間	4377円	438円	6943円	694円	10172円	1017円	11643円	1164円
	深夜	5253円	525円	8331円	833円	12207円	1220円	13972円	1397円
区分	時間数			20分～45分未満		45分以上			
				利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額		
生活	昼間	—	—	2569円	257円	3157円	316円	—	—
	早朝夜間	—	—	3211円	321円	3947円	395円	—	—
	深夜	—	—	3854円	385円	4736円	474円	—	—

② 訪問介護サービス利用料（経過的要介護、要介護１から５のお客様用）２割負担

区分	時間数	30分未満		30分～1時間未満		1時間～1時間30分未満		1時間30分～2時間未満	
		利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
身体	昼間	3502円	700円	5554円	1110円	8138円	1628円	9315円	1864円
	早朝夜間	4377円	876円	6943円	1384円	10172円	2034円	11643円	2328円
	深夜	5253円	1050円	8331円	1666円	12207円	2440円	13972円	2794円
区分	時間数			20分～45分未満		45分以上			
				利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額		
生活	昼間	—	—	2569円	514円	3157円	632円	—	—
	早朝夜間	—	—	3211円	642円	3947円	790円	—	—
	深夜	—	—	3854円	770円	4736円	948円	—	—

③ 訪問介護サービス利用料（経過的要介護、要介護１から５のお客様用）３割負担

区分	時間数	30分未満		30分～1時間未満		1時間～1時間30分未満		1時間30分～2時間未満	
		利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
身体	昼間	3502円	1050円	5554円	1665円	8138円	2442円	9315円	2796円
	早朝夜間	4377円	1314円	6943円	2082円	10172円	3051円	11643円	3492円
	深夜	5253円	1575円	8331円	2499円	12207円	3660円	13972円	4191円
区分	時間数			20分～45分未満		45分以上			
				利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額		
生活	昼間	—	—	2569円	771円	3157円	948円	—	—
	早朝夜間	—	—	3211円	963円	3947円	1185円	—	—
	深夜	—	—	3854円	1155円	4736円	1422円	—	—

＊利用者負担金は、介護報酬単位数に処遇改善加算Ⅱ（22.4%）と特定事業所加算Ⅱ（10%）を乗算した介護報酬総単位数に、4級地（10.84）を乗算して計算された利用料（月額）を元に算定しています。

※表示料金は概算になります。

※表示金額は特定事業所加算Ⅱを含んだ料金になります。

※表示金額は介護職員処遇改善加算Ⅱを含んだ料金になります。

※通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収させていただきます。

事業の実施地域を超えて自動車を使用した場合の交通費は、1kmにつき10円をいただきます。

※サービス提供日の前日午後5時以降にキャンセルの連絡があった場合（当日キャンセルを含む）1件、2,000円を請求させていただきます。ただし、サービス提供日の前日午後5時までに連絡があった場合、キャンセル料は不要とさせていただきます。

【藤沢市 第1号訪問事業・介護予防訪問介護相当サービス】

ケアスティ ゆい・ゆい 湘南 料金表 令和7年7月1日現在

第1号訪問事業・介護予防訪問型サービス（独自）(1割負担の場合)

項目	利用料（月額）	利用者負担金額（月額）
週 1 回程度の利用	15,598円/月	1,560円/月
週 2 回程度の利用	31,165円/月	3,117円/月
週 3 回程度の利用 （要支援 2 のみ）	49,452円/月	4,946円/月

第1号訪問事業・介護予防訪問型サービス（独自）(2割負担の場合)

項目	利用料（月額）	利用者負担金額（月額）
週 1 回程度の利用	15,598円/月	3,120円/月
週 2 回程度の利用	31,165円/月	6,233円/月
週 3 回程度の利用 （要支援 2 のみ）	49,452円/月	9,891円/月

第1号訪問事業・介護予防訪問型サービス（独自）(3割負担の場合)

項目	利用料（月額）	利用者負担金額（月額）
週 1 回程度の利用	15,598円/月	4,680円/月
週 2 回程度の利用	31,165円/月	9,350円/月
週 3 回程度の利用 （要支援 2 のみ）	49,452円/月	14,836円/月

*利用者負担金は、介護報酬単位数に処遇改善加算Ⅱ(22.4%)を乗算した介護報酬総単位数に、4級地(10.84)を乗算して計算された利用料(月額)を元に算定しています。

●その他ご利用の際に加算される料金

(1) 初回加算 第1号訪問事業・介護予防訪問型サービス（独自）

	利用料	利用者負担額	算定回数
1割負担	2,655円	266円	初回のみ 1割負担
2割負担	2,655円	531円	初回のみ 2割負担
3割負担	2,655円	797円	初回のみ 3割負担

*初回加算は、初回加算単位数(200単位)に、処遇改善加算Ⅱ(22.4%)を乗算し和した総単位数に、4級地(10.84)を乗算して計算された利用料(月額)を元に算定しています。

第1号訪問事業・介護予防訪問型サービス（生活援助のみ）(1割負担の場合)

項目	利用料（月額）	利用者負担金額（月額）
週 1 回程度の利用	13,799円/月	1,380円/月
週 2 回程度の利用	27,585円/月	2,759円/月
週 3 回程度の利用 （要支援 2 のみ）	43,745円/月	4,375円/月

第1号訪問事業・介護予防訪問型サービス（生活援助のみ）（2割負担の場合）

項目	利用料（月額）	利用者負担金額（月額）
週1回程度の利用	13,799円/月	2,760円/月
週2回程度の利用	27,585円/月	5,518円/月
週3回程度の利用 （要支援2のみ）	43,745円/月	8,750円/月

第1号訪問事業・介護予防訪問型サービス（生活援助のみ）（3割負担の場合）

項目	利用料（月額）	利用者負担金額（月額）
週1回程度の利用	13,799円/月	4,140円/月
週2回程度の利用	27,585円/月	8,277円/月
週3回程度の利用 （要支援2のみ）	43,745円/月	13,125円/月

＊利用者負担金は、介護報酬単位数に処遇改善加算Ⅱ（22.4％）を乗算した介護報酬総単位数に、4級地（10.84）を乗算して計算された利用料（月額）を元に算定しています。

●その他ご利用の際に加算される料金

（1）初回加算 第1号訪問事業・介護予防訪問型サービス（独自）

	利用料	利用者負担額	算定回数
1割負担	2,655円	266円	初回のみ 1割負担
2割負担	2,655円	531円	初回のみ 2割負担
3割負担	2,655円	797円	初回のみ 3割負担

＊初回加算は、初回加算単位数（200単位）に、処遇改善加算Ⅱ（22.4％）を乗算し和した総単位数に、4級地（10.84）を乗算して計算された利用料（月額）を元に算定しています。

※第1号訪問事業・介護予防訪問型サービス（独自・生活援助のみ）に関する注意事項

- 平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合は
次の割合で利用料金に割り増し料金が加算されます。

提供時間帯	早朝	夜間	深夜
時間帯	午前6時から午前8時	午後6時から午後10時	午後10時から翌朝午前6時
加算割合	25%	25%	50%

●通常のサービス提供を超える費用（利用者負担10割） 介護保険外サービス

介護報酬告示上の額と同額（区分限度額を超えてサービスを利用したい場合など、介護保険枠外のサービス料金です）。

※通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収させていただきます。事業の実施地域を越えて自動車を使用した場合の交通費は、1kmにつき10円をいただきます。

※サービス提供日の前日午後5時以降にキャンセルの連絡があった場合（当日キャンセルを含む）1件、2,000円を請求させていただきます。ただし、サービス提供日の前日午後5時までに連絡があった場合、キャンセル料は不要とさせていただきます。

附 則

この規程は、平成 **25** 年 **9** 月 **1** 日から施行する。

この規程は、平成 **25** 年 **12** 月 **1** 日から施行する。

この規程は、平成 **26** 年 **2** 月 **1** 日から施行する。

この規程は、平成 **26** 年 **4** 月 **1** 日から施行する。

この規程は、平成 **26** 年 **8** 月 **1** 日から施行する。

この規程は、平成 **26** 年 **11** 月 **1** 日から施行する。

この規程は、平成 **26** 年 **11** 月 **17** 日から施行する。

この規程は、平成 **27** 年 **1** 月 **5** 日から施行する。

この規程は、平成 **27** 年 **2** 月 **1** 日から施行する。

この規程は、平成 **27** 年 **2** 月 **18** 日から施行する。

この規程は、平成 **27** 年 **4** 月 **1** 日から施行する。

この規程は、平成 **27** 年 **9** 月 **1** 日から施行する。

この規定は、平成 **27** 年 **10** 月 **1** 日から施行する

この規定は、平成 **27** 年 **11** 月 **1** 日から施行する。

この規定は、平成 **27** 年 **12** 月 **15** 日から施行する。

この規定は、平成 **28** 年 **1** 月 **4** 日から施行する。

この規定は、平成 **28** 年 **2** 月 **1** 日から施行する。

この規定は、平成 **28** 年 **8** 月 **1** 日から施行する。

この規定は、平成 **29** 年 **1** 月 **1** 日から施行する。

この規定は、平成 **29** 年 **5** 月 **1** 日から施行する。

この規定は、平成 **29** 年 **9** 月 **19** 日から施行する。

この規定は、平成 **30** 年 **3** 月 **1** 日から施行する。

この規定は、平成 **30** 年 **4** 月 **1** 日から施行する。

この規程は、平成 **30** 年 **5** 月 **15** 日から施行する。

この規程は、平成 **30** 年 **7** 月 **1** 日から施行する。

この規程は、平成 **30** 年 **10** 月 **1** 日から施行する。

この規程は、令和 **1** 年 **6** 月 **1** 日から施行する

この規程は、令和 **2** 年 **4** 月 **27** 日から施行する。

この規程は、令和 **2** 年 **9** 月 **14** 日から施行する。

この規程は、令和 **2** 年 **11** 月 **1** 日から施行する。

この規程は、令和 **3** 年 **4** 月 **1** 日から施行する。

この規程は、令和 **3** 年 **5** 月 **1** 日から施行する。

この規程は、令和 **3** 年 **7** 月 **1** 日から施行する。

この規程は、令和 **3** 年 **9** 月 **1** 日から施行する。

この規程は、令和 **4** 年 **1** 月 **1** 日から施行する。

この規程は、令和 **4** 年 **2** 月 **1** 日から施行する。

この規程は、令和 **6** 年 **4** 月 **1** 日から施行する。

この規程は、令和 **7** 年 **4** 月 **1** 日から施行する。

この規程は、令和 **7** 年 **7** 月 **1** 日から施行する。